**太陽光発電設備を設置された皆さまへ**

**【 固定資産税（償却資産）のお知らせ 】**

太陽光発電設備は、固定資産税（家屋又は償却資産）の対象となる場合があります。

下の表Ⅰと表Ⅱを参考に、所有している太陽光発電設備の状況を確認してください。課税の対象となる場合は、毎年１月１日現在の所有状況について、１月末日までに償却資産申告をしていただく必要があります。

**表Ⅰ**　**申告が必要となる方**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設置者 | １０ｋｗ未満の太陽光発電設備 | **１０ｋｗ以上**の太陽光発電設備 |
| 個人（住宅用） | （原則）住宅用資産となり申告対象外 |  |
| 個人（個人事業主） | 事業用資産である場合**申告対象** |
| 法　人 |

◆　１０ｋｗ以上の太陽光発電設備は事業用とみなし、申告対象です（個人の場合はお問い合わせください）。

◆　余剰売電、全量売電の契約及び発電出力量にかかわらず、事業用資産（アパートや事務所等に設置したもの）の発電設備は申告対象となります。

◆　事業用と住宅用の両方に利用されている場合、利用割合にかかわらず

発電設備すべてが事業用となり、申告対象となります。

**表Ⅱ　償却資産と家屋の区別**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 太陽光パネルの設置方法　　　　　太陽光発電設備 | 家屋に一体の建材（屋根材など）として設置 | 架台に乗せて屋根に設置 | 家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置 |
| 太陽光パネル | 家屋（申告不要） | **償 却 資 産** |
| 架台 |
| 接続ユニット |  |
| パワーコンディショナー |
| 表示ユニット |
| 電力量計等 |

◆　太陽光発電設備の設置のために行ったフェンス設置、屋上整備、工事費なども全て償却資産に含みます。

　下記に該当する場合には、固定資産税（償却資産）の申告時に申請することにより、固定資産税における課税標準の特例という税制の優遇措置を受けることができます。

**太陽光発電設備 にかかる 税制の優遇措置 について**

表Ⅲ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 対象設備 | 取得期間 |  特例割合 | 適用期間 |
| **１** | 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けて取得した再生可能エネルギー発電設備。 | 平成24年5月29日から 平成28年3月31日まで | ３分の２ | 課税されることとなった年度から3年度分 |
| **２** | 再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けて取得した自家消費型発電設備。※固定価格買取制度の認定を受けて取得した設備は対象外 | 平成２８年４月１日から 平成３０年3月31日まで |
| **３** | 平成３０年４月１日から 令和４年3月31日まで | １，０００ｋｗ未満３分の２１，０００ｋｗ以上４分の３ |

**申告の手続きについて**

　提出書類

○ 償却資産申告書

○ 種類別明細書（増加資産・全資産用）

○ 太陽光設置工事にかかった費用のわかる領収明細書等の写し

○ 添付書類

表Ⅲの１に該当する場合は

・ 経済産業省が発行する「10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書」の写し

または一般社団法人太陽光発電協会JPEA代行申請センターが発行する「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）」の写し

表Ⅲの２に該当する場合は

・「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し

表Ⅲの３に該当する場合は

1. 「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し
2. 発電出力容量がわかる書類

【お問合せ先】〒900-8585　那覇市泉崎１－１－１　那覇市役所資産税課償却資産ｸﾞﾙｰﾌﾟ

（本庁3階41番窓口） 電話番号　098-862-5320（課直通）